

公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程

公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第114号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 名古屋市立大学発明委員会（第4条・第5条）

第3章 手続（第6条—第22条）

第4章 雑則（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）に勤務する役員（常勤の者に限る。）及び職員（以下「職員等」という。）がその勤務に関してした発明の取扱い及び名古屋市立大学発明委員会について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職務発明 法人の業務範囲に属する発明であって、その内容が当該発明をした職員等が所属し、又は所属した部局の業務の範囲に属し、かつ、当該職員等の現在又は過去の職務に属するもの

(2) 業務発明 法人の業務範囲に属する発明であって、職務発明でない発明

(3) 発明者 職務発明又は業務発明をした職員等

(4) 部局 名古屋市立大学大学院各研究科、医学部附属病院及び事務局並びに監査室

(5) 所属長 職員等が所属する部局の長

(6) 機関帰属 法人が、発明者から特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）を承継した状態

（一部改正 平成27年達第52号、平成31年達第63号）

（権利の承継）

第3条 法人は、職務発明について、この規程の定めるところにより、特許権等を承継することができる。

第2章 名古屋市立大学発明委員会

（委員会の任務）

第4条 公立大学法人名古屋市立大学研究・産学官連携推進機構規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第34号）第6条に規定する発明委員会（以下「委員会」という。）は、次の事項について審議する。

- (1) 届出された発明に係る職務発明の認定、機関帰属及び特許出願の判定並びに当該発明に係る権利の持分の認定についての審査
- (2) 特許審査の請求時における当該特許権に係る評価審査
- (3) 特許維持管理期間中における当該特許権に係る評価審査
- (4) 譲渡の申出がされた特許に係る機関帰属の判定審査
- (5) 判定などに係る紛争処理
- (6) 機関帰属の状態にある特許の技術移転方針
- (7) 外部専門家・外部専門機関の選定
- (8) 法人が権利を維持しないと決定した特許権等の発明者への返還
- (9) その他委員会が必要と認めるもの

（一部改正 平成30年達第77号、平成31年達第63号、令和2年達第34号）

（委員会の組織等）

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（知財活用連携）
- (2) 理事（研究・産学官イノベーション）
- (3) 理事長が指名した教員 若干名
- (4) 事務局次長
- (5) 事務局学術課長

- (6) 委員会により選定された外部専門家・外部専門機関の構成員
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
 - 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 6 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。
 - 7 委員会は、審議のための必要があると認めるときは、発明者、発明及び特許その他知的財産の保護及び活用に関し知識、経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 8 委員会の庶務は、事務局学術課が行う。

(一部改正 平成30年達第40号、令和2年達第81号)

第3章 手続

(発明の届出)

第6条 職員等は、職務発明又は業務発明をしたときは、速やかに発明届(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

- (1) 従来技術の状況及び課題等を詳細に記載した書類
- (2) 発明の内容を詳細に記載した書類
- (3) その他発明の実施例を詳細に記載した書類

2 所属長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る書類に発明届に係る報告書(第2号様式)を添えて理事長に提出するものとする。

(発明の届出に対する審査及び決定)

第7条 理事長は、前条第2項の規定による書類の提出があったときは、当該届出に係る発明を法人が承継できる職務発明であるか審査し、これを決定する。

2 理事長は、前項の審査及び決定を行う場合には、第4条に定める委員会

の意見を求めなければならない。

(承継できる職務発明でない発明)

第8条 理事長は、前条第1項の規定により法人が承継できる職務発明でないとして決定された発明について、発明者から譲渡申出書(第3号様式)により特許を受ける権利の譲渡の申出があったときは、当該発明について法人が特許を受ける権利を承継するかどうかを決定するものとする。

2 前項の決定を行う際の手続は、前条第2項の規定を準用する。

(通知)

第9条 理事長は、前2条の規定による決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(特許を受ける権利の譲渡義務)

第10条 発明者は、第7条又は第8条の規定により法人が特許を受ける権利を承継すると決定したときは、譲渡証書(第4号様式)により当該権利を法人に譲渡しなければならない。

(特許の出願)

第11条 理事長は、前条の規定により法人が承継した特許を受ける権利のうち委員会が特許出願を行うと定めたものについては、速やかに特許出願を行うものとする。

2 発明者は、理事長が第7条又は第8条の規定により当該発明を法人が承継できる職務発明でないとして決定し、又は当該発明に係る特許を受ける権利を法人が承継しないと決定した後でなければ、特許出願を行ってはならない。ただし、発明者が第6条第1項の届出をした場合において、緊急に特許出願を行う必要があるときは、この限りでない。

3 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願を行ったときは、直ちに個人特許出願届(第5号様式)に当該特許出願に関する書類の写しを添えて、所属長を経由して理事長に提出しなければならない。この場合には、速やかに第6条第2項及び第7条に定める手続を行うものとする。

(特許審査の請求時における評価審査)

第12条 理事長は、前条第1項の規定による特許出願後3年以内に行われる特許出願の審査請求時に、当該特許に係る評価審査を行うものとする。

- 2 理事長は、前項の評価審査を行う場合には、委員会の意見を求めなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、審議の参考とするため、あらかじめ発明者の意見を聴くものとする。
- 4 理事長は、第1項の規定による評価審査に基づき、当該特許を受ける権利について引き続き法人が維持するかどうかを決定するものとし、維持する場合は、特許出願の審査請求の進めるものとする。

(一部改正 平成30年達第77号)

(特許維持管理期間中における評価審査)

第13条 理事長は、維持管理中の特許権について、定期的に当該特許に係る評価審査を行うものとする。

- 2 前項の評価審査を行う場合には、前条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、前条第4項中「特許出願の審査請求の手続」を「登録料の納付の手続」と読み替えるものとする。

(一部改正 平成30年達第77号)

(発明者への返還)

第13条の2 法人が特許権等を維持しないと決定したとき、理事長は、発明者に権利を譲渡することができるものとする。

(第三者への権利譲渡等に対する制限)

第14条 発明者は、理事長が第7条又は第8条の規定により当該発明を法人が承継できる職務発明でないと決定し、若しくは当該発明に係る特許を受ける権利を法人が承継しないと決定した後又は発明者が第13条の2の規定によりの譲渡を受けた後でなければ、当該特許権等を第三者に譲渡し又は第三者のために専用実施権若しくは通常実施権を設定してはならない。

(異議の申立て)

第14条の2 第9条の規定に基づく通知を受けた発明者は、その決定に異議があるときは、通知を受けた日から起算して14日間以内に理事長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 理事長は、前項の異議の申立てがあったときは、委員会の意見を聴いたうえでその当否を決定する。

(出願補償金)

第15条 理事長は、第11条第1項の規定により特許出願を行ったとき又は発明者が特許出願を行った発明について第10条の規定により当該特許を受け権利を法人に譲渡したときは、当該発明者に対し、出願補償金を支払うものとする。

(登録補償金)

第16条 理事長は、法人が特許権を取得したときは、当該発明者に対し、登録補償金を支払うものとする。

(実施補償金)

第17条 理事長は、法人が取得した特許権等の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者、所属する部局及び法人で、実施補償金を配分するものとする。

(補償金の額及び配分比率)

第17条の2 第15条及び第16条に定める補償金の額並びに前条に定める補償金の配分比率は、別表のとおりとする。

(共同発明者に対する補償)

第18条 第15条から第17条に定める補償金は、当該補償金を受け権利を有する発明者が2人以上あるときは、当該発明に係る権利の持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第19条 補償金の支払いを受ける権利は、当該権利を有する発明者が法人を退職し、又は死亡したことにより消滅するものではない。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(発明者の負担した出願費用等の支払)

第20条 理事長は、第10条の規定により法人が特許を受け権利を承継した場合において、発明者が既に出願手数料等の費用を支出したときは、発明者の申出により、当該費用を発明者に支払うものとする。

(秘密の保持)

第21条 発明者、委員会の委員その他の関係者は、発明の内容及び発明に関

して発明者又は法人の利害に関係ある事項について、当該発明が出願公開されるまで、その秘密を守らなければならない。ただし、法人と発明者とが合意の上公表する場合及び法人と発明者との責によらずして公知となった場合は、この限りでない。

(外国特許の出願)

第22条 理事長は、第10条の規定により法人が特許を受ける権利を承継した発明について、委員会の議に基づく委員長の申出により外国特許権を取得する必要があると認めたときは、外国特許の出願を行うものとする。この場合における手続については、第12条及び第13条の規定を準用する。

第4章 雑則

(学外の研究機関等からの譲渡に関する事項)

第23条 理事長は、他の研究機関等が職員等から承継若しくは他の研究機関等から職員等が取得した特許権等について、当該職員等が当該他の研究機関等を退職し、新たに法人に採用されたことに伴い、当該他の研究機関等又は当該職員等から譲渡の申出があり、委員会の議に基づく委員長の申出により特許権等の譲渡を受ける必要があると認めたときは、特許権等の譲渡を受けるものとする。

2 第7条から前条までの規定は、前項により譲渡を受けた特許権等について準用する。

(考案等に関する事項)

第24条 第2条から前条までの規定は、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠又はその創作、品種改良に係る権利の対象となる品種又はその育成について準用する。この場合において、実用新案権の対象となる考案に関しては、第16条及び第17条の2に定める登録補償金は支払わないものとする。

2 前項の事項の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(補則)

第25条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 本学との間で研究成果である発明について契約を交わしている客員教授、大学院生、学生、研究員等については、この規程を準用する。

（一部改正 平成26年達第98号）

- 3 平成18年3月31日以前に教職員が取得した特許権等について法人への譲渡申出がある場合は、この規程に定める手続を準用する。

（この項追加 平成26年達第98号）

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第98号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第77号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第14号）

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規程の発布の際、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学達で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学達の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第34号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に、前項の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程に規定する審議事項については、前項の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程に規定する審議事項

とみなす。

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学達第81号）

この規程は、発布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表

出願補償金	登録補償金	実施補償金
5,000 円	20,000 円	<p>1月1日から12月31日までの間に法人が取得した特許権等の運用又は処分により、法人が収入を得たときには、発明者 40%、部局 25%、法人 35%の割合で配分する。ただし、配分にあたっては、同一の発明に基づく日本出願及び外国出願の特許取得及び維持のために法人が負担した費用を差し引くものとする。</p>



第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 あて

(代表) 発明者
所属・職名
氏名

印

発 明 届

下記の発明等を行いましたので、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程第6条第1項に基づき、届け出ます。

記

発明等の名称						
発明の内容		別紙のとおり				
発明の状況 (該当ステージ にチェック)		<input type="checkbox"/>	理論的完成(実証実験必要)		<input type="checkbox"/>	理論的完成(実証実験不要)
		<input type="checkbox"/>	実験中		<input type="checkbox"/>	実験完了
		<input type="checkbox"/>	その他 ()			
発明の活用に向けた所見		<input type="checkbox"/>	共同研究先・共同出願先企業での実施を予定		<input type="checkbox"/>	起業して実施を予定
		<input type="checkbox"/>	共同研究・受託研究等への展開を予定		<input type="checkbox"/>	その他 ()
学 外 第 三 者 と 関 係	研究形態	<input type="checkbox"/>	共同研究・受託研究でない			
		<input type="checkbox"/>	共同研究・受託研究である (研究課題名)			
	契約の進 捗状況	<input type="checkbox"/>	契約書 (あり)	契約締結日	年 月 日	
		<input type="checkbox"/>	契約書 (なし)	<input type="checkbox"/>	契約書作成中	
		<input type="checkbox"/>		契約締結の予定		
	権利の 共有	<input type="checkbox"/>	研究の成果によって生じた知的財産権を当該第三者と共有する 取り決め (あり)			
		<input type="checkbox"/>	研究の成果によって生じた知的財産権を当該第三者と共有する 取り決め (なし)			
共同出願	<input type="checkbox"/>	当該第三者と共同出願する				
	<input type="checkbox"/>	当該第三者と共同出願しない				
当該第三者氏名						
学会発表の予定等 状況	<input type="checkbox"/>	未発表	<input type="checkbox"/>	発表予定	<input type="checkbox"/>	発表済み
	発表先 () 発表日 () 学会等資料公知日 ()					
学外への報告義務	<input type="checkbox"/>	契約に基づき必要 (<input type="checkbox"/> AMED <input type="checkbox"/> その他 ())				
	<input type="checkbox"/>	不要				

(一部改正 平成30年達第40号)



発明等に使用した 大学の施設・設 備・備品等		研究科	分野研究室（施設・設備・備品）			
		共同研究施設・共同利用施設（施設・設備・備品）				
		その他施設（ ）				
発明等に使用した 研究費		教員研究費		特別研究奨励費		
		奨学寄附金		共同研究・受託研究費		
		国等の研究費 （ ）		その他（ ）		
従来技術と本発明 の関係等		Ⅰ 基本特許				
		Ⅱ 改良特許 自己の改良・第三者の改良				
		Ⅲ 未調査				
従来技術の文献		Ⅰ 非特許文献（研究論文・報告など）				
		Ⅱ 先行特許文献				
権利帰属に関する 発明者の所見		機関帰属（発明者の権利を本学へ譲渡）				
		個人帰属				
		学外発明者の権利の帰属所見				
発明者 ・権利者 の割合	区分	発明者氏名・所属	持分	権利者(出願者)	持分	
	本学へ権利を 譲渡する者 (譲渡人)		印	%	名古屋市立大学	%
			印	%		
			印	%		
		合計		100%		
	本学へ権利を 譲渡しない者 (非譲渡人)					%
						%
						%
					合計	100%
		医・薬の場合、分野責任者確認印				印
共同研究者の発明 への貢献						
外国出願の所見		希望する		希望しない		
その他特記事項						

発明届者連絡先	所属	氏名	メールアドレス	電話
共同出願連絡先	所属	氏名	メールアドレス	電話



第2号様式 (第6条関係)

年 月 日

(あて先)
公立大学法人名古屋市立大学理事長

(所属長)
所属
補職名
氏名 印

発明届に係る報告書

公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程第6条第2項の規定により、次の発明について下記のとおり報告します。

発明の名称	
発明者	

記

1 発明に対する大学の貢献度

以下の(1)から(5)の項目に該当するものをチェックしてください。職務発明認定の際に利用します。

- (1) 本学管理の研究費を使用した (次の項目に該当するものもチェックしてください)
- 国等の研究費 ()
 - 教員研究費
 - 奨学寄附金
 - 共同研究費・受託研究費
 - その他 ()
- (2) 本学の施設・設備・備品等を利用した
- (3) 本学の職務として発明等を行った (次の項目に該当するものもチェックしてください)
- 発明者が本学で行っている (いた) 研究課題の領域に属するもの
 - 本学で受け入れた共同研究、受託研究等の契約に基づき行った研究成果
 - その他 ()
- (4) (1)から(3)の項目に該当しない
- (5) (1)から(4)の項目に該当するか否か判断できない

2 その他特記事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(一部改正 令和元年達第14号)

第3号様式

譲渡申出書

年 月 日

(あて先)
公立大学法人名古屋市立大学
理事長

(発明者)
住所
補職名
氏名
印

下記の発明に係る特許を受ける権利を、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程第8条の規定により公立大学法人名古屋市立大学に譲渡したいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

- 1 発明の名称
- 2 出願年月日
- 3 特許出願番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(一部改正 令和元年達第14号)

第4号様式

譲渡証書

年 月 日

(あて先)
公立大学法人名古屋市立大学
理事長

(発明者)
住所

氏名

印

下記の発明に係る特許を受ける権利を、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程第10条の規定により名古屋市立大学に譲渡します。

記

1 発明の名称

2 出願年月日

3 特許出願番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(一部改正 令和元年達第14号)

第5号様式

個人特許出願届

年 月 日

(あて先)
公立大学法人名古屋市立大学
理事長

(発明者)
所属
補職名
氏名
印

下記の発明について、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程第11条第2項ただし書の規定により特許出願をしたので、同条第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 発明の名称
- 2 出願年月日又は登録年月日
- 3 特許出願番号又は特許番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(一部改正 令和元年達第14号)